

重要事項説明書

あなたに対する複合型サービス提供にあたり、高槻市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に定める条例（平成24年高槻市条例第56号）第178条で準用する第10条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人真昌会
主たる事務所の所在地	大阪府高槻市東上牧二丁目37番8号
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 栗辻 昌孝
設立年月日	平成26年6月30日
電話番号	072-668-2622
ファクシミリ番号	072-668-2624
ホームページアドレス	http://www.shinshokai.or.jp/

2. ご利用事業所

事業所の名称	看護付小規模多機能ホーム上牧の郷
事業所の所在地	大阪府高槻市東上牧二丁目37番8号
指定番号	2790900399
管理者の氏名	管理者 西野 優子
電話番号	072-669-3363
ファクシミリ番号	072-668-2624

3. ご利用事業所であわせて実施する事業

事業の種類	指定年月日及び指定番号		利用定員
	指定年月日	指定番号	
認知症対応型共同生活介護	平成27年 4月1日	2790900365	18名
認知症対応型通所介護	平成27年 4月1日	2790900373	12名
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	平成27年 4月1日	2790900381	29名

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練（小規模多機能型居宅介護サービス）を提供し、あわせて、甲の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供します。
運営の方針	利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、その人らしく生きて行ける的確なケアサービスを提供します。

5. 事業所の概要

看護付小規模多機能ホーム上牧の郷

敷地	1 8 4 5 . 7 8 m ²	
建物	構造	鉄筋コンクリート造地上2階建
	延床面積	1 7 7 6 . 2 4 m ²
	登録定員	2 5 名

(1) 居室

居室の種類	室数	面積 (m ²)	1人あたり面積 (m ²)
居室い	3	2 7 . 8 4	9 . 2 8
居室ろ	1	9 . 1 0	9 . 1 0
居室は	1	9 . 4 5	9 . 4 5

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積 (m ²)	特色
居間兼食堂	1	5 5 . 0 3	
浴室	1	4 . 8 0	
脱衣室兼洗濯室	1	4 . 8 0	
便所	2	6 . 9 5	
訪問看護室	1	2 . 8 0	

6. 職員体制

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			1
介護職員	10	9	1			9.6
看護職員	4	2	1	2		4.6
介護支援専門員	1			1		0.6

7. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	8:30-17:30
介護支援専門員	9:00-18:00
介護職員（訪問、デイ）	8:30-17:30 10:00-19:30
介護職員（夜勤）	①17:00-0:00 ②0:00-9:00
自宅宿直	17:30-8:30

8. 営業日及び営業時間

(1) 営業日 365日

(2) 営業時間 通いサービス(定員15名) 基本時間 午前9時から午後6時まで
 宿泊サービス(定員5名) 基本時間 午後6時から午前9時まで
 訪問サービス 24時間

9. サービス実施地域

高槻市全域とする

10. サービスの概要

(1) 介護サービス

サービス区分と種類		サービスの内容
介護計画の作成		<ol style="list-style-type: none"> 1 サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）従業者との協議の上、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。 3 計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画を利用者に交付します。 4 作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
相談・援助等		<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。
通いサービス及び宿泊サービスに関する内容	介護サービス	<ol style="list-style-type: none"> 1 移動・移乗介助 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。 2 排せつの介助 介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。 3 見守り等 利用者の安否確認等を行います。
	健康のチェック	<ol style="list-style-type: none"> 1 血圧測定・体温測定・利用者の健康状態の把握に努めます。
	機能訓練	<ol style="list-style-type: none"> 1 日常生活動作を通じた訓練 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。 2 レクリエーションを通じた訓練 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。

	入浴サービス	1 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	食事サービス	1 食事の提供及び、食事の介助を行います。 2 食事は食堂でとっていただくよう配慮します。 3 身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
	送迎サービス	1 事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
訪問サービスに関する内容	身体の介護	1 排せつ介助 排せつの介助・おむつの交換を行います。 2 食事介助 食事の介助を行います。 3 清拭等 入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。 4 体位変換 床ずれ予防のため、体位変換を行います。
	生活介助	1 買い物 利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 2 調理 利用者の食事の介助を行います。 3 住居の掃除 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 4 洗濯 利用者の衣類等の洗濯を行います。
	その他	1 利用者の安否確認等を行います。

(2) 看護サービス

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

訪問看護の提供	<p>訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。</p> <p>具体的な訪問看護の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 療養生活や介護方法についての相談 2 食事，入浴，排泄など日常生活の世話 3 リハビリテーション 4 床ずれなどの手当て，医療機器やカテーテルの管理 5 ガン，難病，認知症の方の看護 6 その他
---------	---

(3) 食事

食 事	<p>食事時間</p> <p>昼食 12時～</p> <p>食べられないものやアレルギーがある方は、事前にご相談ください。</p>
-----	---

1.1. 利用料金

(1) 利用料金については、別紙の利用料金表の通りとします。

(2) お支払方法について

サービス提供月の翌月中旬頃に請求書を発行いたしますので、その1ヵ月以内に銀行振り込みをしていただくか、その月末に口座振替をさせていただきます。

1.2. 苦情等申立窓口

当事業所のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当事業所ご利用相談室（窓口担当者：北元正志，久世恵美子 電話：072-668-2622）までお気軽にご相談ください。また、ご意見箱での受付も致しておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

高槻市健康福祉部長寿介護課	<p>高槻市桃園町2番1号</p> <p>電話：072-674-7166</p> <p>(月～金 祝祭日除く 8:45～17:15)</p>
高槻市健康福祉部福祉指導課	<p>高槻市桃園町2番1号</p> <p>電話：072-674-7821</p> <p>(月～金 祝祭日除く 8:45～17:15)</p>
大阪府国民健康保険団体連合会	<p>大阪市中央区常盤町1丁目3番8号</p> <p>中央大通FNビル内</p> <p>電話：06-6949-5418</p> <p>(月～金 祝祭日除く 9:00～17:30)</p>
第三者委員会	<p>大神 尚武 072-691-6789</p> <p>中原 武 072-669-1729</p>

1 3. 協力医療機関

医療機関の名称	ひとら内科クリニック
院長名	人羅 俊貴
所在地	高槻市西冠 3-29-7
電話番号	072-671-1700

1 4. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	岸本歯科医院
院長名	岸本 吉史
所在地	大阪府高槻市藤の里町19番6号
電話番号	072-675-6936

1 5. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「看護付小規模多機能ホーム上牧の郷消防計画」に則り対応を行います。
近隣との協力関係	上牧町内会と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練	別途定める「看護付小規模多機能ホーム上牧の郷消防計画」に則り年1回夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	スプリンクラー…有 避難階段…有 自動火災報知器…有 誘導灯…有 ガス漏れ報知器…有 防火扉・シャッター…有 非常通報装置…有 漏電火災報知器…有 非常用電源…有 カーテン布団等は、防災性能のあるものを使用しております。
消防計画等	高槻中消防署への届出日：平成28年6月9日

1 6. 当事業所ご利用の際にご留意いただく事項

居室・設備・器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください、これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
-------------	---

喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。 飲酒は、医師等の判断の元、健康を害さない範囲でお願いします。また、他の方の迷惑にならないよう配慮もお願いしております。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、他の利用者の許可なく、その居室等に立ち人らないようにしてください
貴重品の管理	集団生活のため、紛失等には責任を負いかねますので、ご了承ください。
現金等の管理	集団生活のため、紛失等には責任を負いかねますので、ご了承ください。
宗教活動 政治活動	事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください

17. 事故発生時の対応

指定複合型サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。

指定複合型サービスの提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

事業所は、かかる事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。

利用者に対する指定複合型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

18. 地域との連携

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

指定複合型サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員及び事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、指定複合型サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

かかる報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。

19. 虐待防止

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

20. 身体拘束の禁止

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を運営推進会議に報告する。

21. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価実施の有無	無
------------	---

22. その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項

事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

事業所は、従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証し、常に最適なものとなるよう努める。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 年1回

サービス担当者会議において利用者又はその家族の個人情報をを用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契

約の内容とする。

利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく市町村に通知する。

事業所の所在市町村外の介護保険被保険者又はその家族から当該事業所に利用申込みがあった場合には、地域密着型サービスの趣旨並びに事業所の所在市町村の介護保険被保険者に限って利用できるサービスであることを説明し、理解を得る。

事業所は、指定複合型サービスに関する記録を整備し、その完結の日から2年間は保存する。

私は、本書面に基づいて、乙の職員（ 職名 居宅介護計画作成者 ，氏名 久世 恵美子 ）から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

年 月 日

(利用者)

氏名 印
住所

(署名代行者)

私は、下記の理由により、甲の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

氏名 印
住所
署名代行の理由

(利用者の家族等)

氏名 印
住所
続柄